

オンライン資格確認のリーフレット等の送付について

平素は、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年12月2日より、従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナンバーカードを健康保険証として利用すること（以下「マイナ保険証」という。）を基本とする仕組みに移行しております。

それに伴い、訪問看護ステーションにおいては、令和6年12月2日よりオンライン資格確認（居宅同意取得型）の導入が原則義務化となっております。オンライン資格確認の導入が完了していない施設は、速やかに導入を行ってください。なお、やむを得ない事情がある施設は、期限付きの経過措置の適用を受けることができますので、経過措置の届出をお願いいたします。

No.	同封物	内容
1	オンライン資格確認の導入手順	オンライン資格確認の導入手順について記載していません。内容を確認のうえ、導入を進めてください。
2	経過措置の申請方法／ポータルサイトのユーザー登録	オンライン資格確認の導入義務化に関する経過措置の申請方法、ポータルサイトのユーザー登録について記載しています。
3	オンライン資格確認が未導入の訪問看護ステーションへの対応について（2回目）	オンライン資格確認を未導入の施設に対して、速やかな導入の依頼と今後の対応について記載しています。

<送付元>

厚生労働省 保険局 医療介護連携政策課
社会保険診療報酬支払基金

<お問い合わせ先>

- 医療機関等向け総合ポータルサイト：<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>
- オンライン資格確認等コールセンター：0800-080-4583（通話無料）
（月～金：8:00-18:00、土：8:00-16:00）※いずれも祝日を除く
- オンライン資格確認等お問い合わせフォーム：
https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=com_med_inquiry

